

令和3年度泡消火薬剤の更新について

令和4年2月15日（火）、当組合の倉庫及び消防車両に積載している泡消火薬剤を更新しました。従前より、当組合は石油コンビナート等特別防災区域を管轄内に持つ消防機関であることから、それら危険物火災に対処するため大量の泡消火薬剤を保有しており、その大部分の更新に至っております。

経緯としましては、平成21年5月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第4回締約会議において、泡消火薬剤等に含まれているペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）又はその塩が新規規制対象物質として条約付属書Bに追加されたことを踏まえ、日本国においても同様に第一種特定化学物質に指定され、含有する製品の製造及び輸入が原則禁止とされました。

当組合で保有する泡消火薬剤も例外ではなく、上記のPFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤であり、さらに性能維持期限が迫っている状況から、総務省が推奨する令和4年度末を目途に、既存泡消火薬剤の適正廃棄及びPFOS等の非含有泡消火薬剤を更新したものであります。

泡消火薬剤は、石油コンビナート等の大規模火災等で有効に活用する重要な資機材であり、今回当組合で更新した泡消火薬剤は、既存の泡消火薬剤に比べ、「流動性」「耐熱性」「油面密閉性」及びその他の泡消火薬剤との「併用性」全てにおいて優れており、性能維持期間も1.5倍と長くコストパフォーマンスに優れ、万が一の災害時において十分な能力を発揮できるものとなっております。

今後も地域住民の皆様が「安心・安全」を実感できるまちづくりに尽力いたしますので、引き続き消防行政への御支援、御協力のほど宜しくお願いいたします。



トートタンク（1,000ℓ）搬入時の状況



搬入時の状況



組合倉庫保管状況



組合倉庫保管状況



お問い合わせ先

塩釜地区消防事務組合消防本部

警防課消防係 ☎022-361-1620